

長野市公立保育所等の副食材料費実費徴収額について

1 副食費の取扱いについて

* 令和元年5月30日 内閣府 幼児教育・保育無償化に関する都道府県説明会資料 抜粋

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。

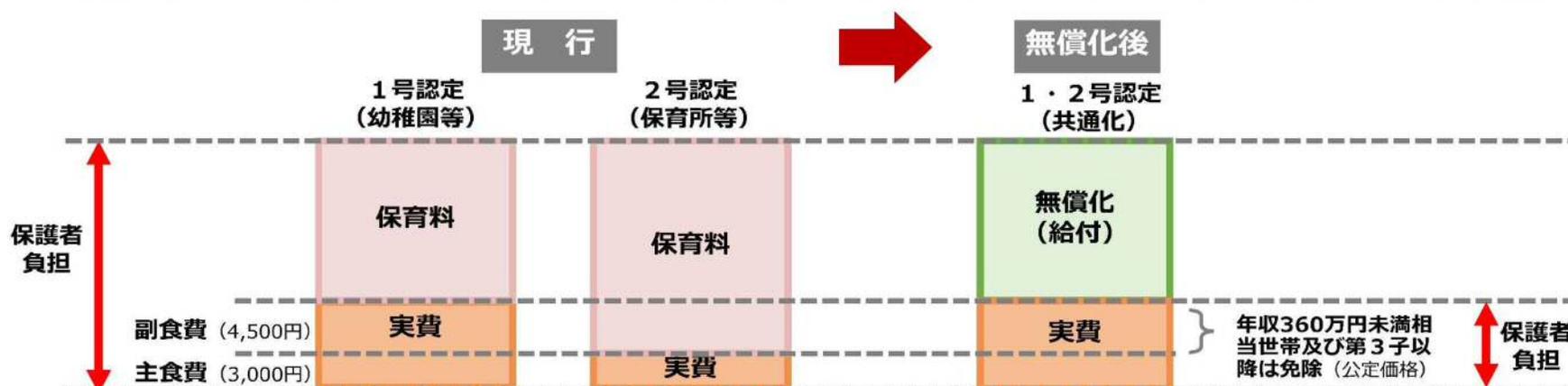
なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

(1) 基本的な考え方

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 教育・保育給付第1号認定子ども、第2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収（現在の主食費と同様）とする。
- 第2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分（保育料）に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。
- 第3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税世帯非課税の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

* 3号認定子ども 保育の必要性の認定を受けた3歳未満子ども



2 長野市公立保育所等の副食材料費実費徴収額について

国は、幼児教育・保育の無償化にあたり、現在、保育料に含め市町村が徴収している認可保育所の副食材料費を、幼稚園等と同様に、施設による保護者からの実費徴収として取り扱うこととしている。

そのため、長野市公立の保育所及び認定こども園に在園する2号認定子どもの保護者にご負担いただく副食材料費の実費徴収額を、以下のとおりとする。

【長野市公立保育所等の副食材料費実費徴収額】

* 指定管理4園(芋井・青池・清野・西条)を除く。

認定区分	施設区分	金額(月額)	備考
3歳～5歳 保育の必要性の認定を受けた子ども 【2号認定子ども】	保育所	4,500円	<ul style="list-style-type: none"> • 現在は、保育料に含め市が徴収 • 無償化後は、副食材料費として市が実費徴収 • 年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもは免除 * 主食は、現行の取扱いを継続し、家庭から持参
	認定こども園		

* 私立保育所の副食材料費は、各施設による実費徴収。

【背景・根拠】

- 平成30年度副食材料費執行実績 月額4,543円／人
- 国の技術的助言 月額4,500円／人

これまで2号認定子どもの副食材料費については、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯がある。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するにあたって、この月額4,500円を目安とする。

(* 令和元年6月27日付、「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」)